

江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略協議会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進にあたり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めるため、江南市まち・ひと・しごと創生総合戦略協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 協議会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の見直しに関すること。
- (2) 総合戦略に定める施策及びKPI（重要業績評価指標）に関すること。
- (3) 総合戦略に基づき実施する事業及び事業の検証に関すること。
- (4) その他総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種機関・団体の代表者
- (3) 市民（在勤者、在学者を含む。）

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、議事を進行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年間とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、市長が、必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画部地方創生推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。